

# 平成22年度住民税(町・県民税)申告のお知らせ

(平成21年分所得税)

申告と納税につきましては、日頃からご理解とご協力を頂き厚くお礼申し上げます。

今年も以下の日程により実施いたしますので、よろしくお願ひします。

今回も平日に来られない方や日本ハム関連会社に勤務されている方に対して、各1日ずつ日程を組み入れましたのでご利用下さい。申告期限→3月15日(月)です。

\* 詳しいお問い合わせは 横浜町税務町民課 税務グループまで 電話 78-2111 (内線 211・224)

| 月 日                  | 曜日  | 申告受付時間<br>(正午から午後1時まで除く) | 対象町内名                                    | 申告会場  |   |
|----------------------|-----|--------------------------|--|---|---|
| 2月15日                | (月) | 9:00~16:00               | 善知鳥・ちどり町・烏帽子平                            | <br>役場1階選挙管理委員会室<br>(健康福祉課となり) |   |
| 2月16日                | (火) | 9:00~16:00               | 豊栄平・幸町・松栄                                |   |   |
| 2月17日                | (水) | 9:00~16:00               | 中吹越・吹越                                   |   |   |
| 2月18日                | (木) | 9:00~16:00               | 百目木                                      |   |   |
| 2月19日                | (金) | 9:00~16:00               | 向平・向沢・緑町                                 |   |   |
| 2月22日                | (月) | 9:00~16:00               | 三保野                                      |   |   |
| 2月23日                | (火) | 9:00~16:00               | 新丁全域                                     |   |   |
| 2月24日                | (水) | 9:00~16:00               | 日本ハム関連会社に勤務の方                            |   |   |
| 2月25日                | (木) | 9:00~16:00               | 大町・浜町・新町                                 |   |   |
| 2月26日                | (金) | 9:00~16:00               | 椀名木・塚名平                                  |   |   |
| 3月1日                 | (月) | 9:00~16:00               | 旭町・館町                                    |   | <br>(ネットで申告 e-tax) |
| 3月2日                 | (火) | 9:00~16:00               | 桧木・大豆田                                   |   |   |
| 3月3日                 | (水) | 9:00~16:00               | 鶏沢                                       |   |   |
| 3月4日                 | (木) | 9:00~16:00               | 有畑                                       |   |   |
| 3月5日                 | (金) | 9:00~16:00               | 浜田                                       |   |   |
| 3月7日                 | (日) | 9:00~15:00               | 平日来られなかった方                               |   |   |
| 3月8日(月)<br>~3月15日(月) |     | 9:00~16:00               | 期間中申告出来なかった方<br>(※ただし、13日(土)と14日(日)を除く。) |   |   |
| 3月6日                 | (土) | 9:00~16:00               | 消費税対象者(商工会対応)                            | 横浜町商工会館   |   |

注) 指定された消費税申告日に出来なかった方は税務署で行う事になりますのでご注意ください。

## 申告が必要な方

1. 平成22年1月1日現在町内に住所があり前年中(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)の収入について次のどれかに当てはまる方。

(1) 営業、農業、不動産、譲渡、一時、配当等の収入があった方

**注意** 収入があれば所得がゼロやマイナスの場合でも申告が必要です。

譲渡所得があった方で税務署への確定申告が不要になった方でも住民税(町・県民税)の申告は必要です。

また配当所得や株式等の譲渡所得があった方で配当割額、株式等譲渡所得割額が特別徴収されている方は原則申告は不要ですが特別徴収されていない方や控除や還付を受ける方は申告して下さい。

(裏面にもあります)

(2) 給与または公的年金等（国民年金、厚生年金、共済年金等）の収入があった方で

① ほかに収入があった方

**注意** 給与以外の所得が 20 万円以下の方は税務署への確定申告は不要ですが住民税（町・県民税）の申告は必要です。

② 支払者から横浜町に給与支払報告書や公的年金等支払報告書が提出されていない方（あなたの給与支払報告書や公的年金等支払報告書が横浜町に提出されているかどうかは支払者にご確認下さい）

③ 2か所以上の支払者から給与をもらった方

④ 前年中に会社を退職した方

⑤ 雑損控除、医療費控除、寄付金控除等を受けようとする方

(3) 遺族年金、障害年金等の非課税収入のみの方

2. 平成22年1月1日現在町内に住所があり前年中（平成21年1月1日から平成21年12月31日まで）に収入が無かった方で次のどれかにあてはまる方。

(1) 国民健康保険に加入している方

(2) 後期高齢者医療制度の対象者

(3) 国民年金保険料の免除を希望する方及びその配偶者、世帯主

(4) 65歳以上の方

(5) 介護認定を受けている40歳から64歳までの方

(6) 児童扶養手当の受給資格のある方

(7) 障害福祉サービスを利用する方

(8) 税の証明書が必要な方

(9) 町外に住所がある親族に扶養されている方

(10) 誰の扶養も受けていない方

(1) から (10) のどれかにあてはまる方は申告をして下さい。

3. 平成22年1月1日現在横浜町内に事務所、事業所、店舗または家屋敷があり住所が町外の方（単身赴任者など）

## 申告のときに必要なもの

(1) 所得の計算に必要な資料

① 給与所得者：源泉徴収票、給与支払明細書、支払証明書等

② 営業等、農業、不動産所得者：帳簿、仕切書や農協の販売収入及び経費の一覧表、農業共済金や補てん金等の証明書、必要経費の領収書等

③ 公的年金をもらっている方：公的年金等の源泉徴収票

④ 一時所得のある方：生命保険等の満期返戻金などの証明書

⑤ 雑所得のある方：個人年金等の金額がわかる証明書

⑥ 譲渡、配当所得のある方：売買契約書、証明書等収入金額や必要経費がわかるもの

(2) 社会保険料（国民健康保険、介護保険料、国民年金保険料等）の領収書や納付証明書

(3) 生命保険料、地震保険料、旧長期損害保険料を支払った証明書

(4) その他（医療費の領収書、雑損控除に係る領収書、障害者手帳など）

**注意** 領収書等が無いと所得控除に算入できない場合があります。また営業等、農業所得や不動産所得の申告をする方、各種所得控除を受ける方は申告書の収支内訳書や所得控除の金額をご記入下さい。

## 申告が不要な方

次のどれかにあてはまる場合は申告が不要です。

1. 税務署に確定申告をした（する）方

2. 給与収入のみの方で勤務先から横浜町に給与支払報告書が提出されていて雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方

3. 公的年金等の収入のみの方で支払者から横浜町に公的年金等支払報告書が提出されていて雑損控除、医療費控除、寄付金控除などを受けない方